

【横浜市就職サポートセンター ご登録に際しての注意事項】

横浜市で実施する「横浜市就職サポートセンター」は、雇用対策法 第5条（地方公共団体の施策）及び第31条（国と地方公共団体との連携）に定められているように、国の施策と密接に連携し、地域の実情に即した雇用対策を展開しています。

そのため、参加企業等の範囲を、次のように規定しています。

また、横浜市の各種施策・方針に反するような業種・求人は取り扱えませんので、あらかじめご承知おきください。

1 参加対象となる法人等

- (1) 横浜市内に本社がある事業者又は横浜市内に主たる事業所がある事業者。
- (2) 採用予定のある事業者。
- (3) (1)、(2)を満たしていても、次に該当する法人等は対象外となります。
 - ア 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく営業を行う事業者
 - イ 次の税金を滞納している事業者
横浜市税[市民税（特別徴収分、普通徴収分）、法人市民税固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、事業所税]、消費税及び地方消費税
 - ウ 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
 - エ 過去2年間に、労働基準監督署より是正命令を受けた事業者
 - オ 行政機関からの行政指導を受け改善がなされていない、又は行政処分中の事業者
 - カ 風営法対象業種、刑法で禁じられた行為への関与が予想される業種・業態・事業者、消費者トラブル等を招きやすい勧誘等を行う事業者
 - キ 横浜市暴力団排除条例等に基づき、暴力団又は代表者、役員のうち暴力団員に該当する者がある事業者
 - ク その他各種法令に違反する事業・事業者

2 取扱いができない職種について

職業安定法第5条の5並びに同第32条の11によって港湾運送業務、建設業務については求人を受理できません。

3 インターンシップ実習生受入れについての注意事項

- (1) インターンシップ実施日数は原則10日以内かつ1日4時間～8時間以内としてください。
 - 1週間の実習時間が40時間以下、起算日は日曜日として週5日以下としてください。
 - 6時間を超える実習の場合、実施時間以外に1日45分以上の休憩時間をとらせてください。
- (2) 実習生は就職活動とインターンシップを並行することができますので、インターンシップ期間中でも他社で就職内定が出た場合、即時インターンシップを終了する場合があります。
- (3) 遠距離の出張及び宿泊を含むインターンシップはできません。
- (4) 原則、実習生は金銭・有価証券などの取り扱いはできません。
- (5) 自動車等の車輛の運転をさせることはできません。
- (6) 危険な作業と思われる実習は避けてください。

4 インターンシップ保険に加入について

インターンシップ期間中は、横浜市就職サポートセンターの負担により実習生に対してインターンシップ保険に加入いたします。

5 問合せ先

横浜市就職サポートセンター 〒231-0031 横浜市中区万代町2-4-7 横浜市技能文化会館3階
TEL：045-548-3132 メール：yokohamasupport@pasona.co.jp